

不動産営業出身の司法書士が解決いたします。

司法書士は、不動産を購入する、相続する、会社を設立する、家賃・賃金の督促をする、成年後見の申立てをする、などの一生に何度もない手続きの完了・問題の解決をサポートする仕事をしています。お客様にとって一生に何度もないことだからこそ、ビーリガル司法書士事務所では、手続き内容をお客様がご納得頂くまで説明する、手続きの進捗状況を逐一報告するなど、お客様と一緒にして手続きの完了・問題の解決をしていくことをもっとも大切にしています。

不動産登記

- 不動産決済の立会い
- 相続による不動産の名義変更登記
- 住宅ローン返済による抵当権抹消登記等

会社法人登記

- 会社設立
- 役員変更
- 本店移転、支店開設
- 会社合併、分割等の組織編成

賃貸トラブル

- 家賃トラブル
- 建物明渡し交渉・訴訟



相続・成年後見相談

- 遺言書・遺産分割協議書作成サポート
- 成年後見申立



各種法律相談

- 会社法務
- 借地・借家問題
- 債権回収

※司法書士業の範囲外の業務については、弁護士、税理士等各種士業ネットワークにより解決いたします。

サービスの流れ Process Flow of Resolution

1 ご相談

面談または
お電話、メールでも承ります。

初回無料

2 ご提案

手続き・解決方法のご提案
&
お見積もりのご提示

3 案件

案件の進め方、状況等を逐一
報告・連絡・相談致します。

案件完了

代表者経歴 Representative career



認定司法書士 武藤 克英

私は、都内の不動産会社に7年半勤務し、営業マンとして売買仲介、賃貸仲介、滞納家賃の督促を担当していました。不動産の現場で培ったノウハウと人脈をフル活用し、お客様と一緒に登記等諸手続きのスムーズな完了、家賃滞納等のトラブル解決をすることを大切にしております。

平成12年・・・上智大学法学部法律学科卒業
同 年・・・司法書士試験合格 さいたま市内の司法書士事務所勤務
平成14年～22年・・・東京都内の不動産会社に勤務
(営業として売買仲介・賃貸仲介・滞納家賃督促を担当する)
平成22年・・・司法書士簡易裁判訴訟代理等関係業務認定試験合格
平成23年・・・ビーロット司法書士事務所を設立
平成25年・・・ビーリガル司法書士事務所に改称

B-Legal
ビーリガル司法書士事務所

TEL.03-6280-6120 FAX.03-6280-6121

〒105-0004 東京都港区新橋 2-19-10 新橋マリンビル 8F

ビーリガル司法書士事務所

検索

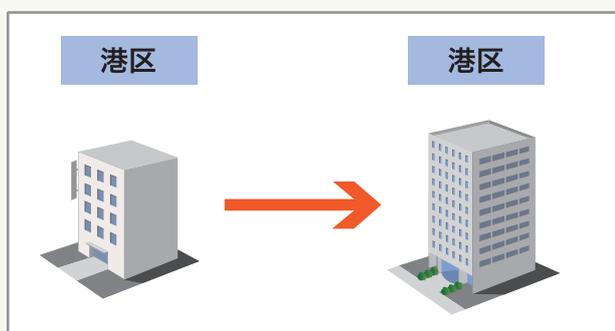
<http://www.b-legal.jp>

本店移転登記はお済みですか？

会社の事務所を移転した場合、2週間以内に本店移転登記が必要です。

法務局の管轄により必要な書類、費用が変わります

管轄内移転



取締役会議事録など

必要書類
※1

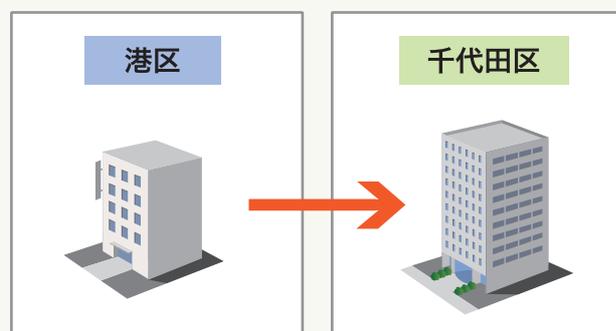
30,000 円

登録
免除税

21,000 円

手続費用
(税込)※2

管轄外移転



株主総会議事録
取締役会議事録など

60,000 円

31,500 円

※1 書類は当事務所で作成致します。 ※2 東京23区内料金。その他の別途お見積もり致します。

本店移転登記の流れ The flow to registration of transfer



B-Legal

ビーリーガル司法書士事務所

〒105-0004 東京都港区新橋 2-19-10

TEL.03-6280-6120

FAX.03-6280-6121

新橋マリンビル 8F

ビーリーガル司法書士事務所

検索

<http://www.b-legal.jp>